

江古田 えこだより



平成20年5月発行

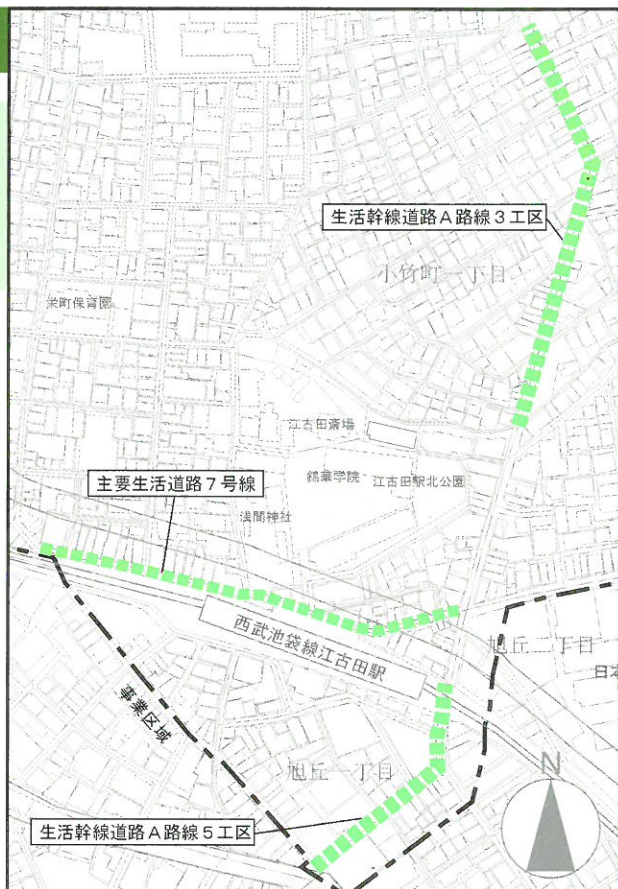
発行：練馬区環境まちづくり事業本部東部地域まちづくり課 編集協力：株式会社 象地域設計

1 道路の整備

生活幹線道路A路線5工区と 主要生活道路7号線において 用地測量を行いました！

昨年3月の密集事業の整備計画変更により、新たに取り組むこととなった主要生活道路7号線と生活幹線道路A路線（5工区）についての用地測量が完了しました。今後は、平成23年度の整備を目標に、沿道の皆様と用地買収についてのご相談をさせていただきます。

また、生活幹線道路A路線は、江古田駅北側区間においても沿道の皆様のご協力で用地買収が進んでいます。今年度はA路線3工区の一部区間で本整備を行う予定です。



2 老朽建築物の除却

栄町35番地の老朽建築物を除却し防災倉庫を整備しました！

栄町35番地の老朽建築物について、災害時の被害の拡大が心配されていましたが、練馬区と地権者の方々と協議が整い、区が土地と建物を買収して建物を除却しました。

跡地利用について皆様とご相談した結果、防災倉庫を設置することになりました。工事は3月に完成し、防災倉庫を整備しました。



▲完成した防災倉庫

2 江古田駅改築および駅周辺整備

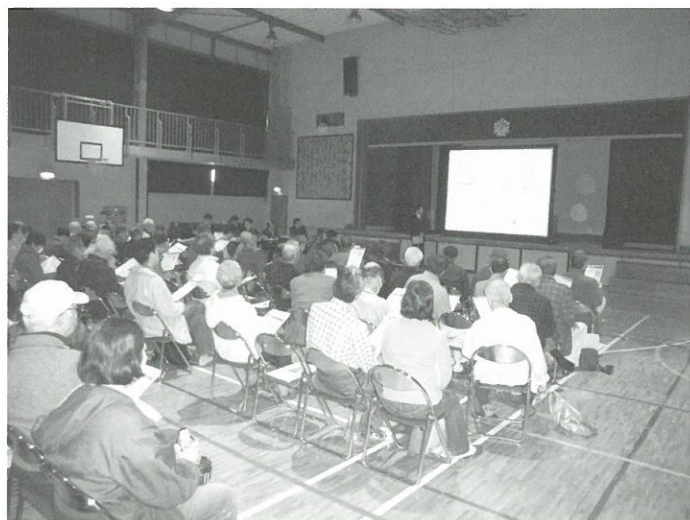
江古田駅改築および駅周辺整備説明会を開催しました！

江古田駅の駅舎は昭和34年に建設され、エレベーターやエスカレーター等のバリアフリー施設がありません。また、駅周辺は狭い道路が多く、防災や住環境の面で整備を行う必要があります。このため練馬区は、西武鉄道と江古田駅の改築に合わせた駅周辺整備に取り組んでいます。

この度、具体的な計画がまとまりましたので説明会を開催しました。3月14日（金）と15日（土）に旭丘小学校体育館にて開催し、246名の皆様にご参加いただきました。

現在、説明会でいただいたご意見、ご要望を踏まえ設計をしております。

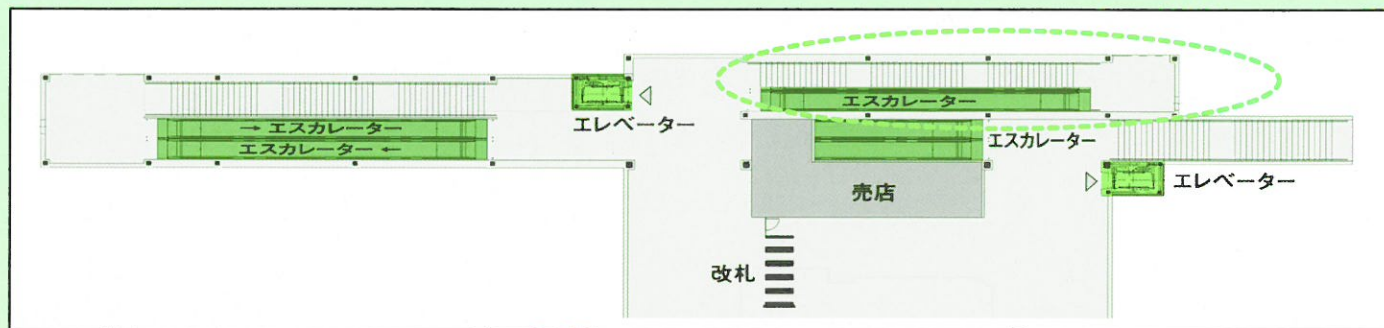
工事着手は夏頃を予定しております。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。



説明会の様子▲

説明会後の計画変更

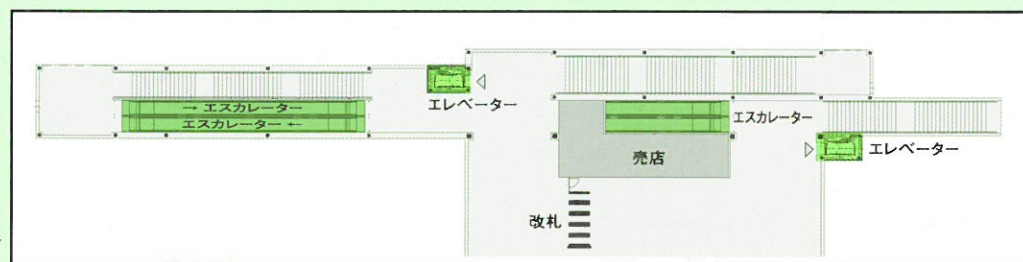
説明会で多くの皆様からご意見をいただきました北口の東側階段へのエスカレーター設置については、検討した結果、一人乗りのエスカレーターを設置します。エスカレーターの向き（上り、下り）につきましては、多くの方の使い勝手が良いように検討します。なお、エスカレーターの設置により、東側の階段幅は約3mから約1.5m程度に狭くなります。



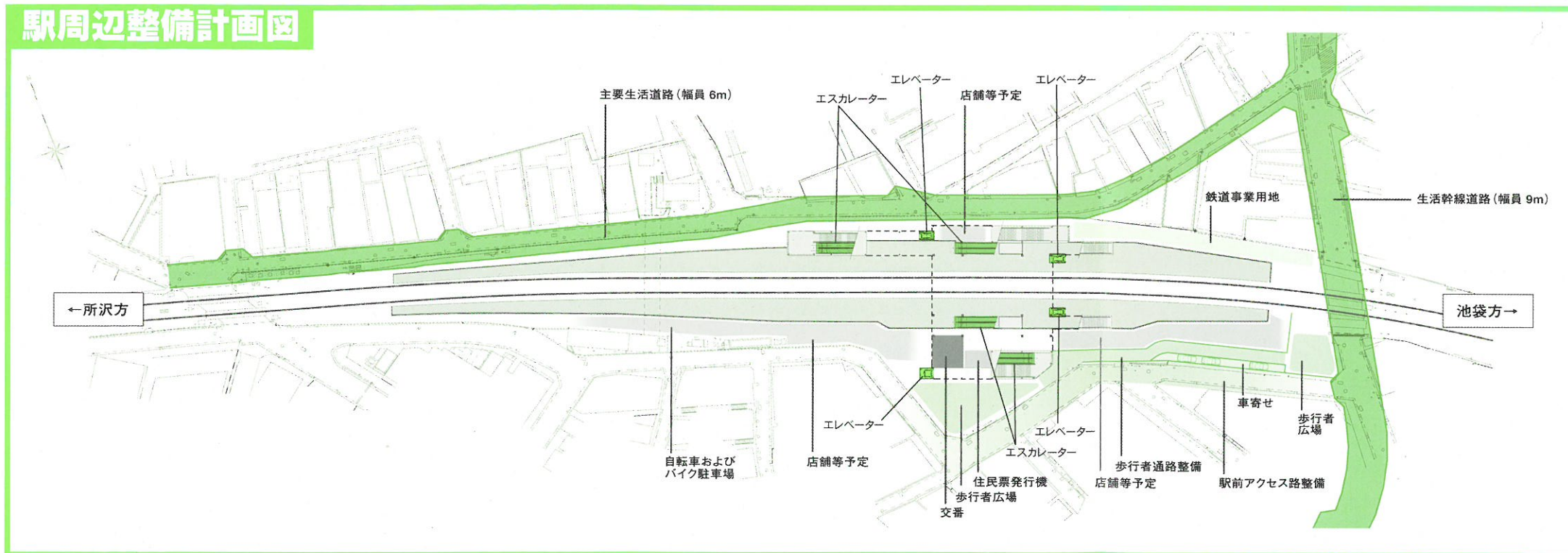
<計画変更後>



<計画変更前>

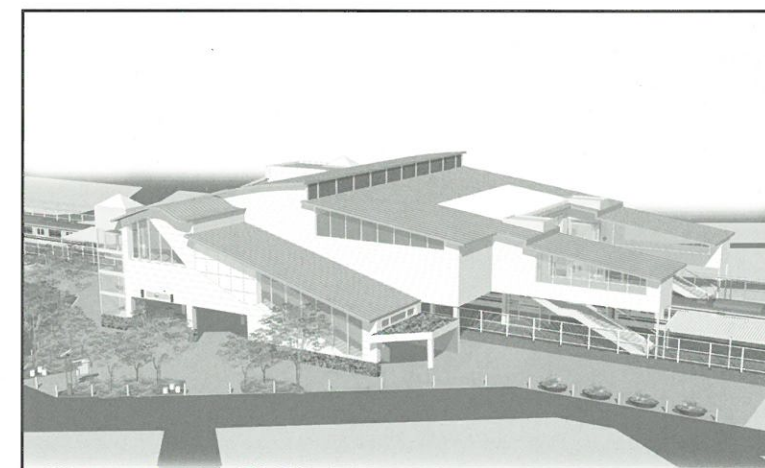


駅周辺整備計画図

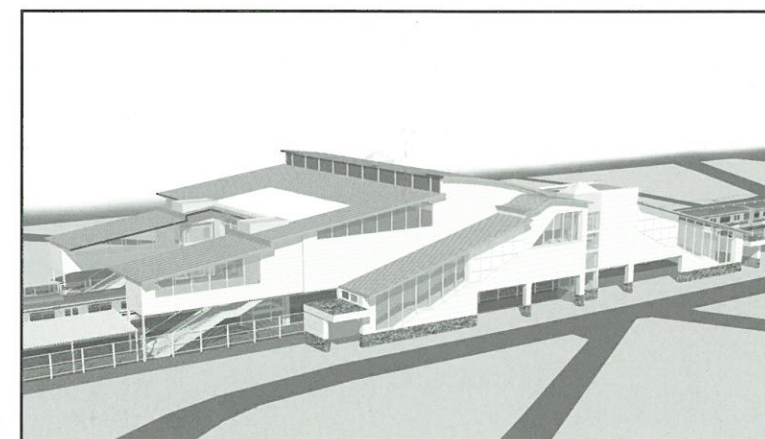


<駅舎および駅周辺整備の内容>

- 駅舎のバリアフリー化（エレベーター・エスカレーターの設置）
- 自転車およびバイク駐車場の整備
- 三大学（日本大学芸術学部、武蔵大学、武蔵野音楽大学）からアイデアを採用予定
- 環境に配慮した駅舎、自由通路（屋上緑化、壁面などの緑化、ソーラーパネルの設置検討等）
- 住民票の写し・印鑑登録証明書の自動発行機を設置
- 南北自由通路を整備（エレベーター・エスカレーターの設置）
- 江古田駅交番を自由通路下に移設
- 歩行者広場、駅周辺道路を整備
- 駅東側踏切の一部改修



南口完成イメージ▲



北口完成イメージ▲

3 まちづくりワークショップ

小竹町総合防災訓練で「防災とまちづくりクイズ」を行いました！

12月16日（日）に小竹町総合防災訓練が旭丘中学校で行われ、「防災とまちづくりクイズ」を実施しました。10問のクイズに挑戦していただき、閉会式では満点の方の表彰を行いました。また、そらしど緑地にある非常用トイレやかまどスツールなどの防災設備もご紹介しました。



▲85名の方にご参加いただきました

小竹町桜まつりで「まちづくり標語コンテスト」を行いました！

3月30日（日）に小竹町会主催の桜まつりが小竹小学校で行われ、「まちづくり標語コンテスト」を実施しました。今年で8回目を迎え、昨年に続き桜満開の中、83作品が集まりました。

優秀賞（10作）のご紹介

- 地震だぞ 訓練通いで 身を守る（小3）
- 避難訓練 子どものうちに 覚えよう（小3）
- 地震の時 自分を守って 人を助ける（小4）
- 桜舞う 小竹の森は 寄り所（小6）
- 大人も子どもも 皆で安全 避難訓練（小6）



標語づくりの様子



作品の掲示とシール投票

- いつかは来る 避難訓練 大切に（小6）
- 日頃から 地域で守ろう 子どもたち（大人）
- 防災具 用意の有無で 天か地か（大人）
- まちづくり みんなで参加 楽しいな（大人）
- 避難訓練 いざというとき 役に立つ（大人）

まちあい室 ～編集後記～

3月7日に、練馬区では建築物の敷地面積の最低限度と建築物の高さの最高限度の都市計画が告示・施行（地区によって、制限の内容は異なります。）されました。区報でもご紹介しておりますが、都市計画の内容について関心のある方は、区の都市計画課にお問い合わせください。



練馬区環境まちづくり事業本部東部地域まちづくり課

03-5984-4749（直通）担当 福島、伊藤、三笠